

| | | | |
|---|--------------------------|-----------|--|
| | | 農林水産常任委員会 | |
| 平成22年 9 月24日受理 | | 請 第 45 号 | |
| 件 名 | 赤潮被災支援について国への意見書提出を求める請願 | | |
| 紹 介 議 員 | 提 出 者 住 所 氏 名 | | |
| 西 岡 勝 成 池 田 和 貴 船 田 公 子 山 口 ゆたか | | | |
| <p>(要 旨)</p> <p>赤潮被災について、下記事項に関する国に対する意見書を提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚災害としての認定もしくは、同等の対応を、県当局には、赤潮災害も激甚災害として認定されるよう、お力添えを要請する。 2 赤潮被害の心配のない、若しくは、回避可能な新漁場の設置を要請しているので、国には、必要な場合、調査・施設設置等にかかる事業費への補助について、特段の御理解を賜りたい。 3 対金融機関には、返済猶予、条件変更の対応を要請致しているので、金融機関へ間断ない指導という形で後押しをお願いします。 4 漁業緊急保証対策事業(セーフティネット)の利用者個々の融資保証枠(無担保・無保証人での対応枠の増額)と、災害における緊急措置としての別枠の創設を考慮賜りたい。また、各金融機関における同事業の対応実態にも留意いただきたい。 5 養殖共済制度のさらなる活用を進めるため、共済掛金の漁業者負担の軽減と共済適用の諸条件や基準を現状の養殖実態に合致させた抜本の見直しを早急をお願いします。 6 斃死魚の処理では、その処理方法・場所・費用の面で困窮している。再三、赤潮災害が起きてはならぬが、万一の場合の対応策の構築をお願いします。 7 赤潮発生原因の究明や防除対策の構築と有明海・八代海の再生に国・県あげて、なお一層の御尽力をお願いします。 <p>(理 由)</p> <p>県下海面魚類養殖業界にとって一昨年、昨年、そして今回と度重なる赤潮被害は、長年の魚価低迷・消費の冷え込みで、生産原価を割った販売を強いられている厳しい経営にさらに追い討ちをかける形となっている。漁業者は、これまで、被災のたびに行政当局を初めとして、各方面の支援を得ながら、何とか、都度、危機を乗り越ってきたが、最終的には負債として、個々の借金として残り、自己責任で、また自助努力で返済をしながら、負担し続けているのが実情である。このような漁業者個々の自助努力対応にも限度がある。国・県には、我国の漁業を今後どうするのかという政策としてのでこ入れをお願いしたい。</p> <p>行政当局並びに各方面各位に対し、赤潮被災への支援について早急な対応を強く要請する。</p> | | | |